

いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業について

1 事業概要

本市の未来を担う若者の定着を図るため、本市に定住して就職する者を対象として奨学金返還のための補助金を交付します。

2 募集対象者 次のすべてに該当する者

(1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、修業年限 2 年以上の専修学校専門課程のいずれかに在学中で、平成 30 年度に修業年限以内で卒業・修了することを予定している者

※平成 29 年度募集に限り、平成 29 年度に卒業・修了を予定している者も対象とします。(例：4 年制大学の 3・4 年生)

※市内大学卒業生、市外出身者も対象。

(2) 日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金、いわき市奨学資金、福島県奨学資金のいずれかの奨学金の貸与を受けている者

(3) 大学等を卒業・修了の翌月 1 日から起算して、6 箇月以内に市内事業所等に正規職員等として就職することを予定している者

※公務員及び独立行政法人職員等は非該当

(4) 大学等を卒業・修了後、市内に定住することを予定している者

3 募集人数

50 名程度

4 返還支援額（補助金総額）

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の 2 分の 1 の額。

※大学等及び奨学金貸与月数に応じて上限あり。最大 153.6 万円

5 補助要件等

市内に定住し、かつ、市内事業所等に正規職員等として就業した（以下「定住・就業」）期間が 5 年に達するまで、次の要件のもと、年度毎に補助します。最初に就職した日から 10 年間経過しても、定住・就業期間が 5 年に達しない場合は、その時点で補助終了となります。

区分	交付要件	交付額	支払先
定住・就業通算期間 5 年未達成の年度 【年度払補助金】	当該年度のすべての月において、定住・就業したと	当該年度に返還した奨学金の額（上限額：返還支援額に 100 分の 10 を乗じて得た額）	交付対象者
定住・就業通算期間 5 年達成年度 【精算払補助金】	最初に市内事業所等に就職した日から起算して 5 年以上定住・就業したこと	返還支援額から交付済みの年度払補助金の総額を減じた額	奨学金貸与機関

6 応募方法

教育政策課、各支所・市民サービスセンターなどに備え付けの申請用紙に必要な事項を記入し、必要書類を揃え、持参又は郵送で提出してください。

7 募集期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）～11 月 30 日（木）まで

8 交付対象者の認定

募集期間終了後、提出された書類をもとに審査し、選考のうえ交付対象者を認定し、その結果を文書にて通知します。（平成 30 年 2 月上旬を予定）

（事務担当）教育政策課総務係 電話 22-7540